

8 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

令和7年6月版

県農業信用基金協会に造成される低利預託基金と民間金融機関の協調融資により、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者の必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通する。

1 根拠法令

- (1) 特別融資制度推進会設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）
- (3) 鹿児島県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成7年1月11日付け農経第682号農政部長通知）

2 制度の特徴

- (1) 短期運転資金を資金使途としている。
- (2) 認定農業者限定の資金であり、市町村特別融資制度推進会議の認定を要する。
- (3) 預託金による協調融資である。

3 融資機関

県農業信用基金協会と資金供給に関する基本契約を締結した民間金融機関（農協、銀行など）。

なお、資金供給に関する基本契約については、資金供給に応じて毎年契約を締結する。

4 貸付条件

(1) 貸付対象者

認定農業者であること。（農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画を含む。）の認定を受けていること。）

ア 簿記記帳を行っているか又は記帳することが確実と見込まれること。

イ 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。

ウ イの具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。

エ 農業経営改善計画または資金利用申込書において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

(2) 資金使途

農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金一般（例示すれば次のとおり）。ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入時における既往借入金（短期運転資金）からの切換えを除く。）は含まないものとする。

ア 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費

- イ 肉用素畜，中小家畜等の購入費
- ウ 小農具等営農用備品，消耗品等の購入費
- エ 営農用施設・機械の修繕費
- オ 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- カ 生産技術，経営管理技術の修得費
- キ 市場開拓費，販売促進費 等

※ 新たにスーパーS資金の利用を開始する場合，既往借入金のうち短期運転資金（延滞又は固定化しているものを除く）については，スーパーS資金への切換えができる。

(3) 貸付方式

- ア 当座貸越
 - イ 手形貸付
 - ウ 証書貸付
- なお，当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式とする。

(4) 貸付限度額（極度額等の上限）

- ア 個人： 500万円（畜産・施設園芸は2,000万円）
 - イ 法人： 2,000万円（畜産・施設園芸は8,000万円）
- 上記の額以内で特別融資制度推進会議が認定した額を貸付限度額とする。
なお，極度額は，市町村の農業経営基盤強化促進基本構想において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合は特別融資制度推進会議が認めた額とすることができる。

(5) 融資率

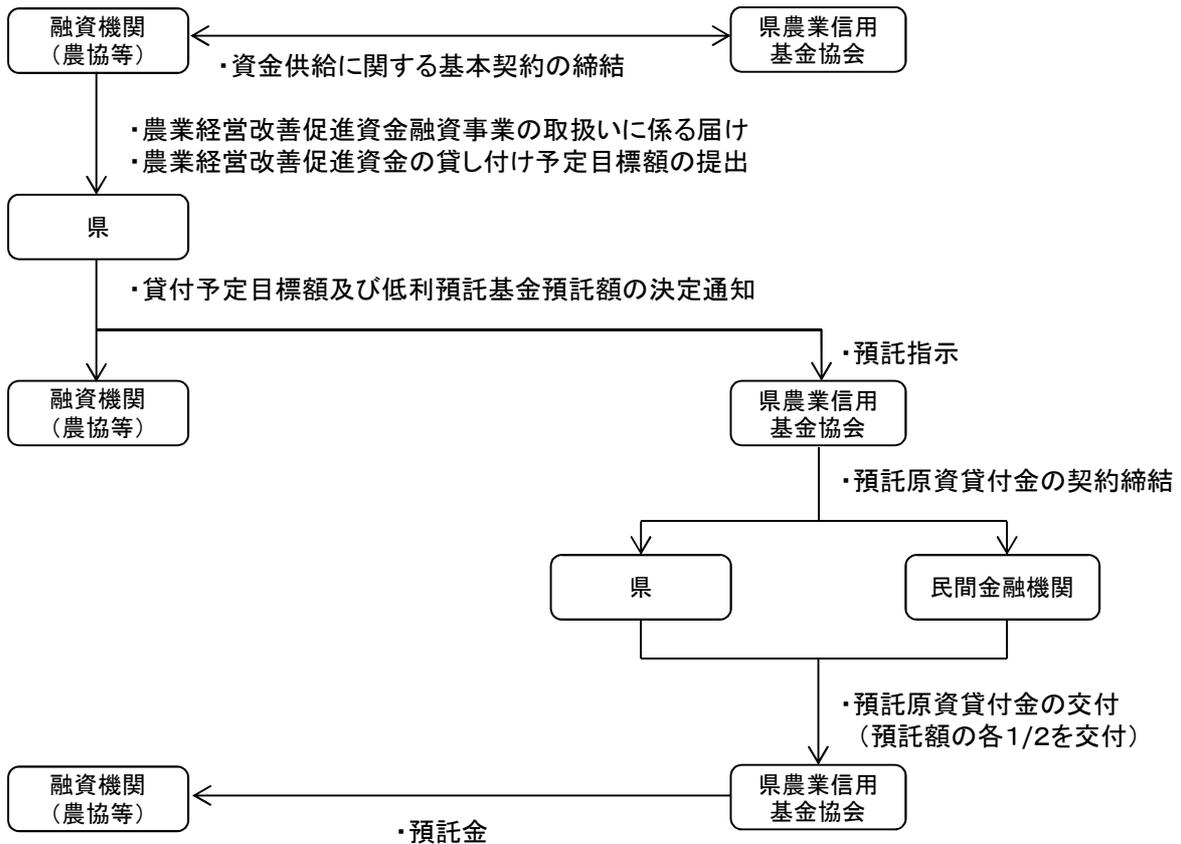
100%

(6) 償還期限

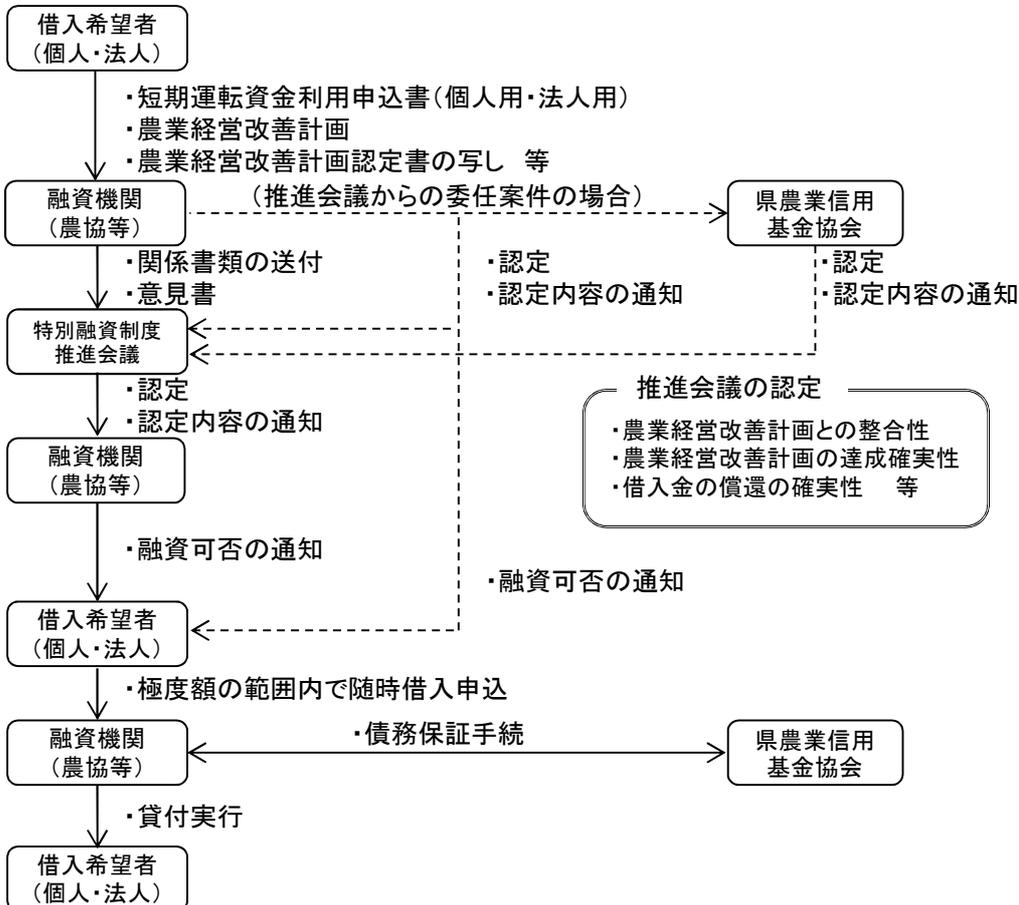
- ア 手形貸付，証書貸付においては1年以内，当座貸越においては1年程度の当座貸越契約期間内とする。
- イ 農業経営改善計画期間中は，極度額等の範囲内で借換えを行うことができる。
- ウ 農業経営改善計画期間終了時には残高をすべて返済する。ただし，家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産及びその加工又は販売に1年以上を要する経営を営むものにあつては，農業経営改善計画期間終了後3年間の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済する。
- エ ウにかかわらず，農業経営改善計画期間の再認定を受けた場合は，継続して利用できる。再認定後の極度額が直前に設定されていた額の範囲内であれば，特別融資制度推進会議において極度額の再認定は要しない。

5 事務処理手続

(1) 融資機関の手続(預託金関係手続)



(2) 借入希望者の手続(借入関係手続)



余 白

9 農業経営負担軽減支援資金

令和7年6月版

農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担の軽減を図るための資金を県の補助（利子補給）により低利で融資する。

1 根拠法令

- (1) 農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）
- (3) 鹿児島県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要綱（平成13年8月1日農経第294号農政部長通知）
- (4) 鹿児島県農業経営負担軽減支援資金実施要領（平成13年8月1日付け農経第294号農政部長通知）

2 制度の特徴

- (1) 営農に係る負債の整理（借換え）を資金使途としている。
- (2) 制度資金の借換えについては、貸付利率5%超のものに限る。

3 融資機関

県と利子補給契約を締結した民間金融機関（農協、銀行など）
なお、新たな利子補給契約の締結については、融資案件に応じ、随時行う。

4 貸付条件

(1) 貸付対象者

負債の償還が困難となっている農業者であって、以下の要件を満たす者

ア 個人であって、次の要件の全てを満たす者

- (ア) 農業経営改善に取り組む意欲と能力を有し、経営改善計画の確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。
- (イ) 農業所得が総所得の過半を占めていること。
- (ウ) 60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
- (エ) 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。

イ 法人であって、次の全ての要件を満たす者

- (ア) 農業経営改善に取り組む意欲と能力を有し、経営改善計画の確実な実行と本資金の確実な償還が見込まれること。
- (イ) 現に約定償還金（元利）の一部の返済が可能であること。
- (ウ) 当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。

ウ 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(2) 資金使途

営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借換え（制度資金については、貸付利率が5%を超えるものに限る）

- (3) **貸付限度額**
対象となる営農負債の残高
- (4) **融資率**
100%
- (5) **償還期限**
10年（うち据置期間3年以内）
※既往債務の年間償還額等からみて、特に必要があると認められた場合は15年（うち据置期間3年以内）とする。

5 その他

- (1) **他の制度資金との関係**
畜産特別資金と本資金とを併せて貸し付けないものとする。
- (2) **借入者の遵守事項**
借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、経営状況を融資機関に報告すること。
- (3) **経営改善計画期間中の新規投資について**
原則として更新投資以外の規模拡大等に必要な前向き投資は慎重に検討する。
また、農業経営改善計画にない新規投資は原則認められない。

6 事務処理手続

農業負債整理関係資金基本要綱に基づく手続による（2-4-4 ページ参照）。
なお、市町村特別融資制度推進会議等による経営診断については、融資機関への委任とせず、会議方式により行うこと。

10 畜産特別資金

令和7年6月版

畜産経営が抱える営農負債を長期低利の資金に借り換えることにより経営再建を図るもので、経営改善計画の作成とその継続的な見直しを要件に、地域の関係機関が一体となった相談・経営指導の下に融通する。

1 根拠法令

畜産特別支援資金融通事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農畜機第4699号)

2 資金の種類及び対象畜種

大家畜・養豚特別支援資金

ア 大家畜特別支援資金：酪農経営，肉用牛経営

イ 養豚特別支援資金：養豚経営

ウ 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

3 融資機関

農業協同組合，農業協同組合連合会，農林中央金庫，銀行，信用金庫及び信用協同組合

4 貸付条件

(1) 貸付対象者

大家畜・養豚特別支援資金

それぞれ次の全てに該当する大家畜経営者又は養豚経営者

ア 大家畜経営又は養豚経営を今後とも長期に継続し，経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有すること。

イ 現に約定償還額の一部の償還が可能であること。

ウ 法人にあっては次にいずれかに該当する者

(ア) 農事組合法人

(イ) 農業者等が社員の過半数を占める持株会社

(ウ) 農業者等が株主であり，株主の総数が50人以下の株式会社

(エ) 農業の振興を目的とした法人で，農業者等が総社員の表決権の過半数を保有している一般社団法人

(オ) 知事等が農畜産業振興機構理事長と協議して認める法人

エ 飼養頭数が概ね実施要綱に定める頭数以上であること。

オ 大家畜又は養豚特別支援資金を借り入れた後，償還が終了するまでの間，原則として，当該資金を借り入れた者が，自ら大家畜又は養豚経営部門及び経営全体について収支管理(会計ソフト等による記帳，財務諸表(損益計算書及び貸借対照表をいう。以下同じ。))又はそれと同等の書類(以下「財務諸表等」という。)の作成及び当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいう。以下同じ。)を行い，経営改善計画を確実に実施すること。また，償還が終了するまでの間，毎年，融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに，自らも当該財務諸表等を保管すること。

カ 配合飼料価格安定制度の安定的な運営のため，次のいずれかの要件を満た

している者

- (ア) 借換実施年度に、配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく、配合飼料の価格差補填に関する契約を締結している者。
- (イ) 借換えを行う直近年度及び借換えを行う年度のいずれも契約を締結していない者。
- (ウ) 借換えを行う直近年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、借換えを行う年度に契約を締結していない者
- キ 養豚経営である場合には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行うこと。
- ク 経営継承資金の借入希望者にあつては、酪農経営、肉用牛経営又は養豚経営を行う個人（1戸法人含む）であつて、次に掲げる要件のすべてを満たす者
 - (ア) 現に経営に従事している概ね40歳以下の後継者が当該経営の主たる従事者となることが認められること。
 - (イ) 飼養頭数が概ね実施要綱に定める頭数以上であること。

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

- ア (1) のア～エ及びカに該当すること。
- イ 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実に見込まれること。
- ウ 酪農・肉用牛担い手緊急支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出すること。
- エ 65歳未満の者が現に主として大家畜経営に従事しており、かつ将来も従事する見込みがあると認められること又は65歳以上の者が現に主として大家畜経営に従事しており、当該者の大家畜経営に係る後継者が確定していること。

(2) 資金使途

大家畜・養豚特別支援資金

- ア 経営改善資金
 - ① 毎年の約定償還額のうち返済不能額を長期、低利資金に借り換えるために必要な資金
 - ② ①によるほか、必要な限度で対象資金の残高借換を行うために必要な資金
- イ 経営継承資金
 - 後継者が親から大家畜又は養豚経営を継承する際に、親等の負債を経営の安定に必要な範囲で借り換えるために必要な資金

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

3年間の約定償還額を長期、低利資金に借り換えるために必要な資金

(3) 貸付限度額

大家畜・養豚特別支援資金

- ア 経営改善資金
 - 令和5～8年度：対象となる負債の毎年の約定償還額
 - 令和9年度：対象となる負債の残高

イ 経営継承資金
対象となる負債の残高

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金
3年間の約定償還額の合計額

(4) 償還期限

大家畜・養豚特別支援資金

ア 大家畜特別支援資金

① 経営改善資金

- ・ 一般 : 15年 (うち据置期間3年以内)
- ・ 特認 : 25年 (うち据置期間5年以内)
- ・ 残高借換 : 25年 (うち据置期間5年以内)

② 経営継承資金 : 25年 (うち据置期間5年以内)

イ 養豚特別支援資金

① 経営改善資金

- ・ 一般 : 7年 (うち据置期間3年以内)
- ・ 特認 : 15年 (うち据置期間5年以内)
- ・ 残高借換 : 15年 (うち据置期間5年以内)

② 経営継承資金 : 15年 (うち据置期間5年以内)

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

償還期間：25年 (うち据置期間5年以内)

5 その他

(1) 特認の要件

以下のすべてに該当する者

ア 償還条件緩和措置後の年償還額が著しく多く、償還期限を大家畜にあっては15年、養豚にあっては7年とした場合、経営改善計画の達成が極めて困難と認められること。

イ 遊休資産を処分する等により、経営の改善及び生産性の向上が見込まれること。

ウ 乳用牛、肉用牛又は豚の飼養頭数が概ね実施要綱に定める頭数以上であること。

(2) 貸付期間

大家畜・養豚特別支援資金

令和5年度から令和9年度まで

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

令和7年度

(3) 利子補給制度

当資金については、国、県、市町村、融資機関等による利子補給により、借入利率が軽減される。

(4) 経営改善計画の見直し

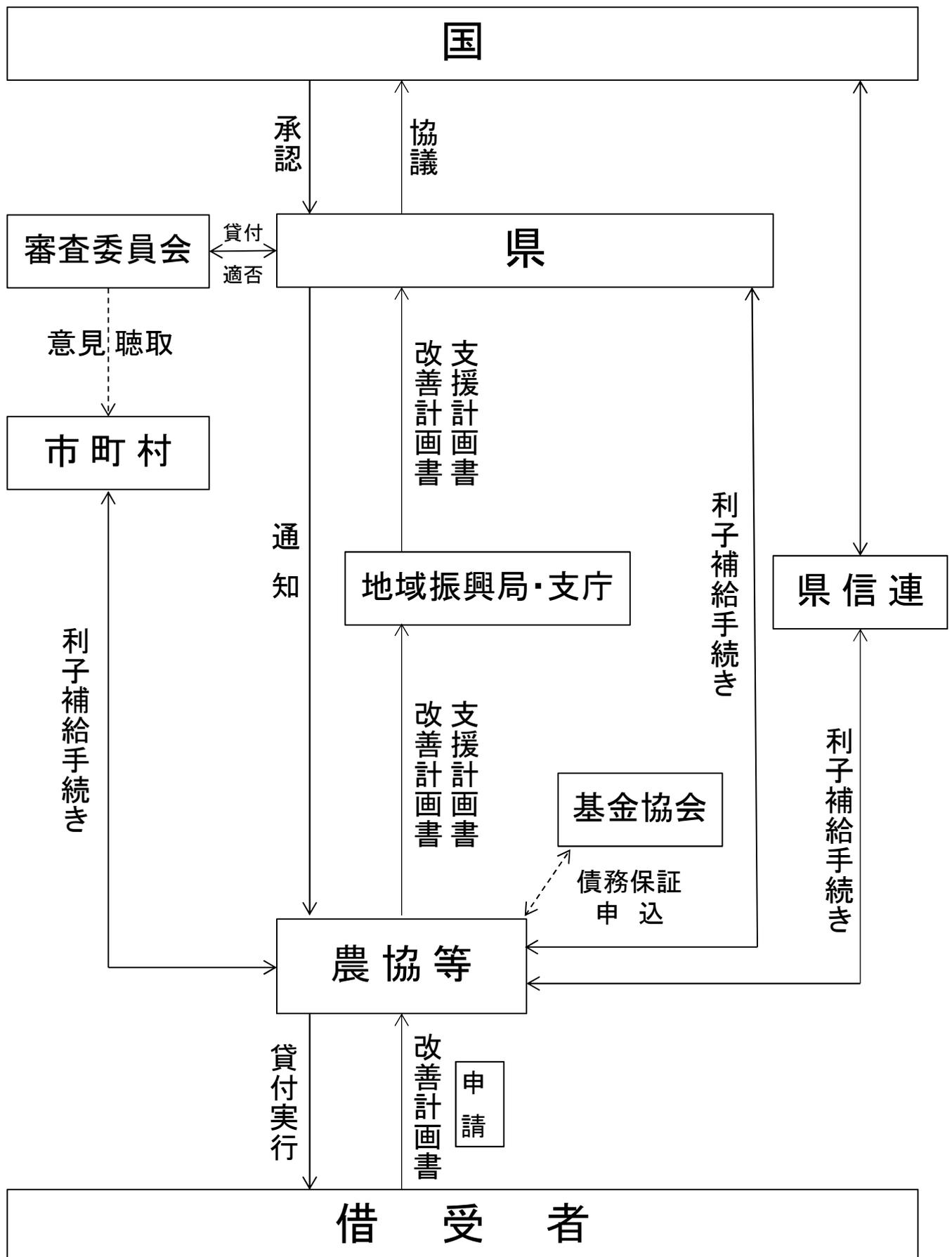
大家畜・養豚特別支援資金

借入者は経営改善計画の作成年度から 20 年間に渡り、毎年度経営改善計画を見直すものとする。

酪農・肉用牛担い手緊急支援資金

借入者は経営改善計画の達成が困難となることを見込まれる場合その他融資機関が必要と認める場合には、経営改善計画を見直すことができる。

5 事務処理手続



余 白

1 1 畜産経営体質強化支援資金

令和7年6月版

畜産クラスター計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図るなど、意欲ある畜産経営に対して、償還負担の軽減を図る。

1 根拠法令

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜機第1574号）

2 対象畜種

酪農経営，肉用牛経営，養豚経営

3 融資機関

農業協同組合，農業協同組合連合会，農林中央金庫，銀行，株式会社商工組合中央金庫，信用金庫及び信用協同組合

4 貸付条件

(1) 貸付対象者

貸付対象者は、次のアからオまでのすべてを満たす酪農，肉用牛又は養豚経営を営む者であることとする。

ア 次のいずれかに該当すること。

- (ア) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定による農業経営改善計画又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の規定による経営改善計画の認定を受けた者（実施要綱第4の3の中心的な経営体となることができない合理的な事由がある場合に限る。）

(イ) 実施要綱第4の3に定める中心的な経営体

イ 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。

ウ 酪農，肉用牛又は養豚経営を今後とも長期に継続（後継者が継続する場合を含む。）するとともに，経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有しており，実施要領別添1の3に定める畜産経営体質強化計画につき都道府県知事の承認を受けていること。

エ 償還負担を軽減することにより，実施要領別添1の3に定める畜産経営体質強化計画の達成が可能であり，かつ，体質強化支援資金の借入年度以降において，体質強化支援資金を含む全ての債務の約定償還金の返済が可能であること。

オ 法人にあっては，次のいずれかに該当すること。

(ア) 農事組合法人

(イ) 農業を主として営む個人，農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社

(ウ) 農業者等がその法人の株主であって，株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）

でない株式会社に限る。)

- (エ) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者等又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの
 - (オ) その他都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長，沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。）と協議して認めた法人
- カ 借入希望者が、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について自らがその生産活動の点検を行うこと。

(2) 借換対象資金

体質強化支援資金により償還負担の軽減のための借換えを行うことができる資金は、体質強化支援資金の借入れを希望する酪農，肉用牛又は養豚経営を営む者が借り入れたこれらの経営に必要な資金とする。ただし，次に掲げる資金は除くものとする。

- ア 農業経営基盤強化資金のうち負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（7）に定める資金）
- イ 経営体育成強化資金のうち負担軽減（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金）
- ウ 農業経営負担軽減支援資金（農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）に定める資金）
- エ 体質強化支援資金
- オ 畜産特別資金（畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）第1の1に定める資金）
- カ 畜産経営維持緊急支援資金（畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（平成21年6月3日付け21農畜機第1115号独立行政法人農畜産業振興機構理事長通知）に定める資金）

(3) 貸付限度額

対象となる負債の残高

(4) 償還期限

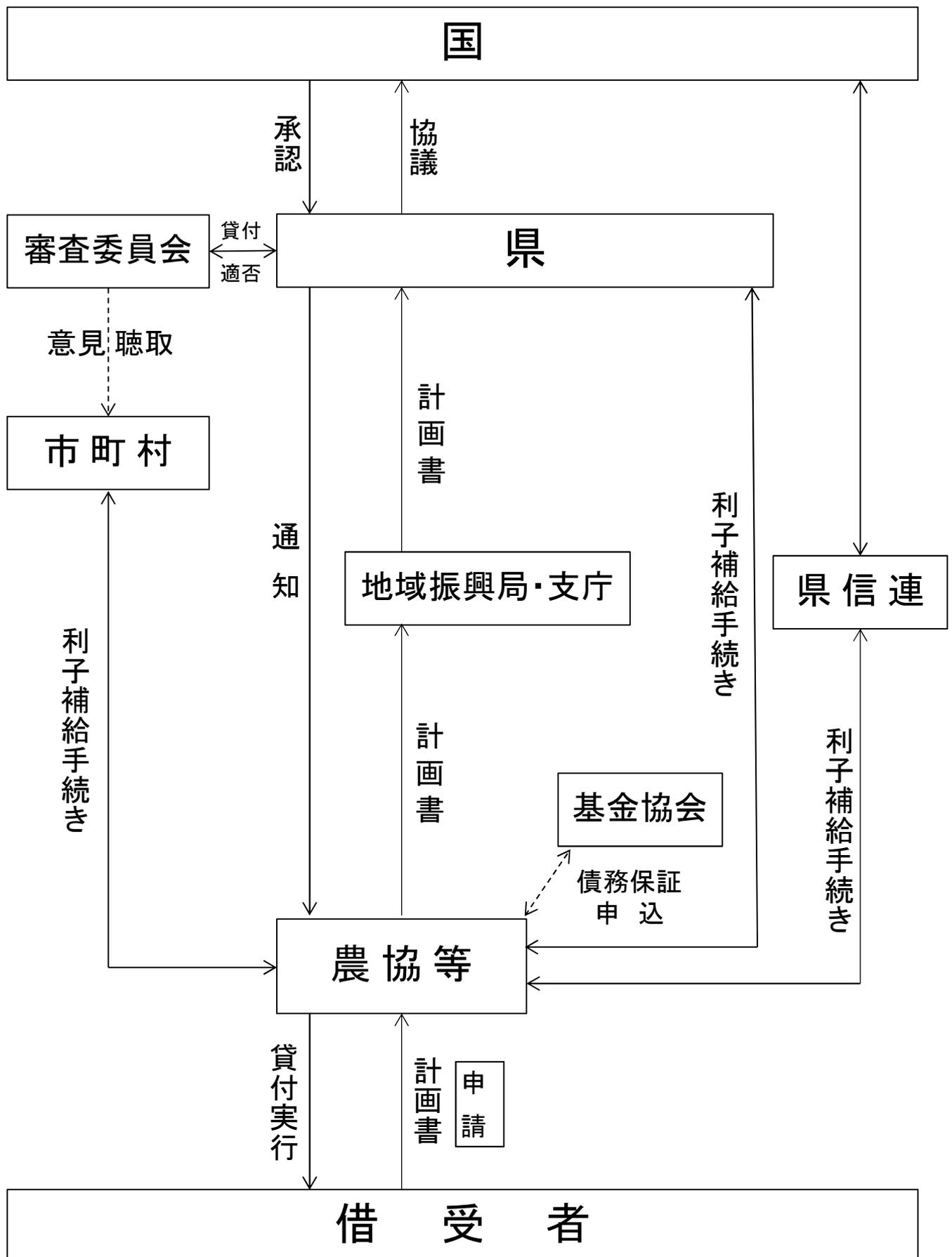
- ア 大家畜（酪農・肉用牛）：25年（うち据置期間5年以内）
- イ 養豚：15年（うち据置期間5年以内）

5 その他

(1) 利子補給制度

当資金については、国，県，市町村，融資機関等による利子補給により，借入利率が軽減される。

6 事務処理手続



余 白

1 2 天災資金

令和7年6月版

天災によって損失を受けた農業者等に対し，農業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて，その経営の安定を図る。

1 根拠法令

- (1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号，以下「天災融資法」という。）
- (2) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法施行令（平成6年政令第365号）
- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号，以下「激甚災害法」という。）
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく金融措置について（昭和37年8月15日付け37農経A第5612号農林事務次官依命通知）
- (5) 天災による被害農林漁業者等に対する経営資金利子補給等補助金交付要綱（昭和58年5月23日付け58農経A第411号農林水産事務次官依命通知）
- (6) 鹿児島県天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱（昭和63年3月28日付け農経第1099号農政部長通知）

2 制度の特徴

- (1) 天災融資法の発動によって利用可能となる資金である。
- (2) 国，県，市町村による利子補給及び損失補てんがある。
- (3) 激甚災害法の適用を受けた場合，融資条件が有利になる。

3 融資機関

農業協同組合，農業協同組合連合会，農林中央金庫

4 貸付条件

(1) 貸付対象者

ア 被害農業者

農業をおもな業務とする者（総所得の50%以上を農業所得に依存している農業者）であって，次の(ア)又は(イ)に該当する旨の市町村長の認定を受けた者（被害農業者が，家畜伝染病予防法に規定する飼養衛生管理基準に定められた家畜のうち豚，いのしし，鶏，あひる，うずら，きじ，だちょう，ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は，県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者に限る。）

- (ア) 天災による農作物，畜産物又は繭の減収量がその農作物，畜産物又は繭の平年における収穫量の30%以上であり，かつ，これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上であるもの
- (イ) 天災による果樹，茶樹又は桑樹（栽培面積がそれぞれにつき5アール以上の者に限る。）の流出，損傷，枯死等による損失額がその者の栽培

する果樹，茶樹又は桑樹の被害時における価額の30%以上であるもの

イ 被害組合

天災により施設，在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合，農業協同組合連合会

(2) 資金使途

ア 経営資金（被害農業者に限る。）

(ア) 種苗，肥料，飼料，薬剤，農機具（購入価格が12万円以下のものに限る。），家畜又は家きんの購入資金（家畜，家きんの購入資金については，家畜若しくは家きんが流失若しくはへい死した等のため必要とする再購入資金又は耕地等の被害が著しく，とりあえず家畜若しくは家きんを飼育して農業経営を維持する場合の購入資金に限る。）

(イ) その他農業経営に必要な資金

（労賃，水利費，共済の掛金，簡易な施設の復旧に必要な資材の購入代金の支払い，被害を受けた農作物の販売代金で償還を予定していた既借入経営資金の当該年の償還に必要な資金）

イ 事業資金（被害組合に限る。）

被害を受けた在庫品（肥料，農薬生産物等）の補てんに充てるために必要な資金

(3) 貸付限度額・融資率

ア 経営資金

次の(ア)，(イ)のいずれか低い額に，A及びBを加算した額

(ア) 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額

① 果樹栽培者，家畜等飼養者：損失額の55/100（激甚災害法適用の場合は80/100）

② その他の農業者：損失額の45/100（激甚災害法適用の場合は60/100）

(イ) 以下の範囲内で政令で定める額

① 果樹栽培者，家畜等飼養者：500万円（激甚災害法適用の場合は600万円）

② 政令で定める法人：2，500万円

③ ①，②以外：200万円（激甚災害法適用の場合は250万円）

A 牛又は馬を所有する被害農業者：3万円（乳牛所有者は5万円）

B 重複被害者：100万円（政令で定める法人は500万円）

(用語解説) a 果樹栽培者：農業について，果樹の栽培を主な業務とし，かつ，損失額のうち，果樹にかかる部分が50%以上ある被害農業者で果樹の栽培に必要な資金の貸付を受ける者

b 家畜等飼養者：家畜又は家きんの飼養を主な業務とする被害農業者で家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金の貸付を受ける者

c 政令で定める法人：農事組合法人，又は以下のすべての要件を満たす法人

a 農業を主な業務としていること

- b 常時使用する従業員の数が30人以下であること
- c 構成員の全てが同一世帯に属する者ではないこと
- d 重複被害者：経営資金を償還中の者が、再び被害農業者となり、経営資金を借り受けることとなった者

イ 事業資金

次の(ア)、(イ)のいずれか低い額

- (ア) 知事の認定する損失額の80/100
- (イ) 2,500万円（農業協同組合連合会は5,000万円）
 激甚災害の場合は、5,000万円（農業協同組合連合会は7,500万円）

(4) 償還期限

				6.5%以内資金	5.5%以内資金	3.0%以内資金
被害 農 業 者	天 災 融 資	果樹栽培者, 家畜等飼養者	新規被害者	5年	5年	6年
			重複被害者	5年	6年	
		その他農業者	新規被害者	3年	5年	6年
			重複被害者	4年	6年	
	激 甚 災 害 法	果樹栽培者, 家畜等飼養者	新規被害者	6年	7年	7年
			重複被害者	6年	7年	
		果樹植栽資金		7年	7年	7年
		その他農業者	新規被害者	4年	6年	7年
重複被害者	5年		7年			
被害組合				3年	—	—

* 据置期間は原則として設けない。

(用語解説) a 新規被害者：重複被害者以外の被害農業者

b 果樹植栽資金：激甚災害が適用された区域内において果樹の栽培を主な業務とする農業者で、指定された天災によりその栽培する果樹の30%以上が損傷し、枯死し、又は流失したため果樹の植栽を必要とするに至った者が、当該果樹の植栽に必要なとする資金

c 3.0%以内資金：被害農業者の中に10%以上の特別被害農業者がいる旧市町村の区域で、知事が農林水産大臣の承認を受けて指定した特別被害地域内の特別被害農業者に対して適用される。

d 特別被害農業者：損失額が平常農業総収入額の50%以上であるか、樹体損失額が被害時価額の50%以上である旨、市町村長の認定を受けた者

e 5.5%以内資金：被害農業者のうち、農作物の損失額が平常農業総収入額の30%以上である者に対して適用される。

f 6.5%以内資金：c, d以外の被害農業者及び被害組合に対して適用される。

5 その他

(1) 天災融資法の適用について

- ア 天災資金は、天災融資法の発動によってはじめて融資が可能となる。
- イ 天災融資法は、天災による被害が著しく、かつ、国民経済に及ぼす影響が大であると認められて政令を制定することにより発動される。
- ウ 天災融資法が発動され、同法で指定された天災について、激甚災害法が適用された場合、貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長といった融資条件の改善が図られる。

(2) 利子補給補助及び損失補償補助

国は、県に対し、次に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

ア 利子補給補助

市町村が農業協同組合又は金融機関との利子補給契約により経営資金について利子補給を行うのに必要な経費の一部を県が補助する場合における当該補助に要する経費。補助率は以下のとおり。

- (ア) 3.0%以内資金：利子補給額の $65/100$ 又は貸付金総額の 5.5%のいずれか低い額
- (イ) 5.5%以内資金：利子補給額の $50/100$ 又は貸付金総額の 3.0%のいずれか低い額
- (ウ) 6.5%以内資金：利子補給額の $50/100$ 又は貸付金総額の 2.5%のいずれか低い額

イ 損失補償補助

市町村が農業協同組合又は金融機関との損失補償契約により当該農業協同組合又は当該金融機関が受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の $80/100$ 以内を県が補助する場合における当該補助に要する経費。補助率は、損失補償額の $50/100$ 又は損失補償対象の貸付金の $25/100$ のいずれか低い額。

余 白

1 3 その他の関連融資制度

(1) 独立行政法人奄美群島振興開発基金融資制度（農業関係分）

融資機関：独立行政法人奄美群島振興開発基金

資金名	資金使途
農・林業振興資金	<p>果樹の植栽，育成又は樹園地造成</p> <p>畜舎・堆肥舎建設，農地造成，農地取得，樹園地の取得，園芸栽培施設設備，農産物集出荷施設設備，農産物処理加工施設設備</p> <p>耕うん機購入，家畜（肉用牛又は豚）購入</p> <p>養蚕施設設備，桑の植栽・育成，農産物等貯蔵保管施設設備，災害対策関連施設設備，桑園地取得・造成</p> <p>農業用機械器具（耕うん機を除く），運搬用器具 さとうきび生産拡大推進対策事業</p> <p>樹苗養成</p> <p>椎茸類生産施設，木材生産加工施設設備</p> <p>災害復旧</p>
流通・加工業等振興資金	<p>長期運転資金 種苗，肥料，飼料，農薬等の購入，仕入及び販売に必要な資金 人件費，燃料費，支払手形，買掛金等債務の決済資金</p> <p>施設整備</p>
運転資金（短期）	経営に必要な短期運転資金

(県窓口:離島振興課)

貸付対象者	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額	備考
奄美群島において農業等を営む事業者	15年(7年)	次の(1)又は(2)のいずれか低い額	県の利子補給制度あり
	15年(3年)	(1) 金額による限度 一般 750万円 特認 3,600万円	
	7年(2年)	「特認」とは、次の要件のいずれかに該当し、特に必要があると認められるものをいう。 ア 市町村等から農業経営改善計画の認定を受けたもの(認定農業者)イ 果樹の栽培,育成又は樹園地の造成面積が1ha以上であるもの。 ウ 「貸付金額の特認に関する取扱基準」に該当するもの。	
	15年(3年)	(2) 融資率による限度	
	7年(2年)	【非補助事業】の場合 貸付対象事業費×90% 【補助事業】の場合 [貸付対象事業費-補助金額]×80%	
	5年(1年)	ただし、理事長が認める事業者に限っては上記融資率を100%とすることができる。	
	5年(1年)	奄美群島振興開発特別措置法施行令第8条第二号イ及びロに掲げる事業については、原則5億円を限度とする。	
奄美群島において農業等を営む事業者	7年(1年)	一般 1,500万円 特認 10,000万円	
	20年(2年)	「特認」とは、次の要件のいずれかに該当し、特に必要があると認められるものをいう。 ア 市町村等から農業経営改善計画の認定を受けたもの(認定農業者)イ 農林水産大臣又は都道府県知事から漁業経営の改善計画の認定を受けたもの(認定漁業者) ウ 「貸付金額の特認に関する取扱基準」に該当するもの。 奄美群島振興開発特別措置法施行令第8条第二号イ及びロに掲げる事業については、原則5億円を限度とする。	
奄美群島において農業等を営む事業者	1年	一般 1,500万円 特認 10,000万円 「特認」とは、「貸付金額の特認に関する取扱基準」に該当し、特に必要があると認められるものをいう。	

(2) 農家負担金軽減支援対策事業（貸付制度分）

融資機関：全国土地改良事業団体連合会

資 金 名	資 金 使 途
水田・畑作経営所得安定対策等支援資金	国営土地改良事業，都道府県営事業，団体営事業等の土地改良事業の受益者負担金への貸付 ただし，担い手育成農地集積事業の対象となる事業，水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づく水利施設整備事業のうち農地集積促進型の事業は対象外 また，次のいずれかに該当することが要件 ①担い手農地利用集積率の増加 ②高収益作物の生産額 20%以上の増加 ③輸出事業計画との連携

(県窓口:農地整備課)

貸付対象者	償還期限 (うち据置期間)	貸付限度額	備考
土地改良区等	25年 (10年)	受益者負担金の6分の5	無利子 (均等年賦償還)